

第13回藤井寺市人権を守るまちづくり審議会 次第

日 時 令和8年3月11日(水)
13時30分～15時
場 所 藤井寺市役所3階入札室

1 議題

- (1) 令和7年度人権施策に関する報告
- (2) 人権意識調査について
- (3) その他

令和7年度人権施策に関する報告(予定含む)

①人権教育
職員人権研修

全職員を対象とする人権研修(会計年度任用職員を含む)

年度	内容	参加人数
R5	<p>全職員が受講必須として実施</p> <p>開催日:2月13日、16日</p> <p>・講義:アンコンシャスバイアスとマイクロアグレッション 講師:巽 真理子 さん(大阪公立大学 ダイバーシティ研究環境研究所)</p>	539
R6	<p>全職員が受講必須として実施</p> <p>開催日:2月4日、12日、14日</p> <p>・講義:発達障害をより理解する 講師:笹森 理絵 さん(スクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士)</p> <p>・講義:部落問題を理解する～当事者の語り～ 講師:潮崎 識衣 さん(Futatsu所属)</p> <p>・講義:市職員として性の多様性について理解を深める 講師:阪部 すみと さん(Tsunagaryオフィス合同会社最高執行責任者)</p> <p>・映像上映 「心をつなぐ、はじめの一步」「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」</p>	673
R7	<p>全職員が受講必須として実施</p> <p>開催日:1月30日、2月4日、6日</p> <p>・講義:部落問題の「今」を知る 講師:小西 愛里紗 さん(株式会社HRCコンサルティング調査研究部員)</p> <p>・映像上映 「あなたは大丈夫?考えよう!児童虐待」「あなたのいる庭」</p> <p>・講義:豊かな人権感覚「多文化共生について～異文化コミュニケーションの視点から～」 講師:富岡 美知子 さん((一財)大阪府人権協会・(公社)和歌山県人権啓発センター登録講師)</p>	663

人権推進員(各課に1名配置)を対象とする研修

年度	内容	参加人数
R5	職員人権研修と合同開催	—
R6	開催日:10月29日 講義:部落差別の現状と課題 講師:靱山 彩 さん(部落解放同盟大阪府連合会向野支部 青年部 事務局長)	36
R7	開催日:11月14日 部落差別問題について理解を深めるためのフィールドワークと講義 講師:塩谷 幸子 さん(向野まちづくり協議会 代表)	31

藤井寺市人権のまちづくり協会会員研修

協会会員を対象とする研修

年度	内容	参加人数
R5	開催日:3月19日 現地研修(フィールドワーク・講義) 場所:羽曳野市向野地域	20
R6	開催日:3月11日 講義:インターネットと人権 講師:石川 千明 さん(NPO法人 奈良地域の学び推進機構 理事)	15
R7	開催日:2月17日 講義:ヘイトスピーチや人種差別の実態と今後の課題 講師:朴 君愛 さん(一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪) 事務局長)	29

②人権啓発

男女共同参画フォーラム(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象とする男女共同参画週間啓発事業

年度	内容	参加人数
R5	開催日:6月25日 講演:ジェンダー格差解消に向けて～おそろおそろ育休～ 講師:西 靖 さん(毎日放送アナウンサー) 概要:育児休業を取得した自身の経緯や体験談を通じて、男女共同参画への理解を深める講演会	85
R6	開催日:6月16日 配信期間:8月1日～9月1日 講演:わたしたちの「痛み」を話をしよう～すべての女性のための人生講座～ 講師:瀧波 ユカリさん(漫画家) 概要:女性が日常生活で感じる心や身体の痛みや、モヤモヤの解消についての講演会とその様子のアーカイブ配信	65 (221)
R7	開催日:6月1日 講演:女流って何なん?～わたしらしく活躍するために～ 講師:桂 二葉 さん(落語家) 概要:男性が多い落語界という世界で活躍される講師から「性別に関係なく自分のしたいことをしていい」と感じられるお話の講演会と落語	189

ふじいでらひゅーまんメッセ(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象とする人権週間啓発事業

年度	内容	参加人数
R5	開催日:2月18日 講演:『ケーキの切れない非行少年たち』の著者と、闇バイト応募する若年心理を理解する 講師:宮口 幸治 さん(立命館大学総合心理学部教授・児童精神科医) 概要:若年層が非行に走らざるをえない背景を心理学の視点からお話いただく講演会	78
R6	開催日:11月30日 講演:『あらしのよるに』のひみつ 講師:きむら ゆういちさん(絵本・童話作家) 概要:『あらしのよるに』などの絵本を通じて、絵本作家である講師が込めた思いなどから多様性について学ぶ講演会	81
R7	開催日:12月20日 映画:「ぼけますから、よろしくお願いします。」 概要:映画上映を通じて、認知症になった人とその家族についての高齢者の人権の理解を深める映画上映会	72

ピースメッセージ平和展(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象に、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える事業

年度	内容	参加人数
R5	開催日:8月4日・5日 テーマ:“ゆいまーる” 平和への祈りを込めて 映 画:「島守の塔」「ガラスのうさぎ」 展 示:戦時下の那覇市の様子がわかるパネル展示及び物品展示 署名コーナー設置 沖縄民謡などによる平和ライブ	165
R6	開催日:8月9日・10日 テーマ:あの日を忘れず”次代”に継ぐ 映 画:「あした元気にな～れ!～半分のさつまいも～」 「この世界のさらにいくつもの片隅に」 展 示:広島と長崎に原子爆弾がもたらした被害を記録したパネルの展示及び物品展示 署名コーナー設置 平和のうたごえコンサート 命の大切さを伝える人形劇	209
R7	開催日:8月1日・2日 テーマ:戦後80年 想いを忘れず未来へつなぐ 映 画:「つるにのってとも子の冒険」「アゲハがとんだ-1945・3・10東京大空襲-」 「あの花の咲く丘で、君とまた出会えたら。」 展 示:広島と長崎に原子爆弾がもたらした被害を記録したパネルの展示及び物品展示 署名コーナー設置 平和演奏会(大阪緑涼高校) 平和紙芝居(青空みかんさん) よさこい(はろはろ)	174

その他啓発活動

本人通知制度及び戸籍等不正取得事件に関する啓発	
内容	戸籍等不正取得事件に対する注意喚起のための啓発と、抑止効果のある本人通知制度に関する特設ブースを設置
体制	設置日 ①11月23日 ②12月5日 設置場所 ①ふじいでら市民まつり ②イオン藤井寺ショッピングセンター 件数 ①0件 ②1件
市庁舎及び関連施設におけるライトアップによる啓発活動	
内容	女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発のため、市役所庁舎をライトアップする事業
体制	実施場所 市役所庁舎 実施日 11月12日～25日

市広報紙・ホームページ等による啓発

市広報紙(毎月発行)等において人権に関する啓発記事を掲載する事業

R7

4月	若年層の性暴力被害・性的同意について、相談窓口の周知
5月	憲法週間について、基本的人権について、人権擁護委員について
6月	男女共同参画週間(男女共同参画とSDGs)について、男女共同参画フォーラムの周知 就職差別について
7月	セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、ピースメッセージ平和展の周知
8月	平和(戦後80年)について
9月	ヘイトスピーチについて
10月	部落差別問題について
11月	女性の人権問題(DV)について
12月	人権週間(多様性)について、人権擁護委員について、女性相談窓口、北朝鮮当局による人権侵害問題 パネル展、人権ポスター展の周知、ひゅーまんメッセの周知
1月	本人通知制度について
2月	情報流通プラットフォーム対処法について
3月	アンコンシャス・バイアスについて

- ・市ホームページにおいて、様々な人権問題に関する啓発記事や情報を周知
- ・市公式SNSにおいて、開催する様々な人権啓発イベントや啓発講座を周知

③相談体制

行政による人権相談

実施内容	人権推進担当職員(3名)による様々な人権侵害の解消に向けた相談事業
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:月曜日～金曜日 9時～17時30分(祝日除く)
実績	R7※R8.1末時点 【資料2】

人権悩みの相談室

実施内容	専任相談員(4名)による様々な人権に関する悩み事や問題に関する相談事業
実施体制	場所:市民総合会館3階相談室 日時:月曜日～土曜日(木曜日を除く) 9時～16時(12時～13時除く)
特設相談	①女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた夜間電話相談 日時:11月14日、21日 各日18時～21時 ②休日特設相談 日時:10月19日 13時～16時
実績	R7※R8.1末時点 【資料2】

女性相談窓口

実施内容	夫婦や家庭の不和、生活の困りごと、DVなどの暴力、男女関係のトラブルなど、女性が抱える悩みに対する女性相談員による相談事業
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:月曜日、火曜日、木曜日 10時～17時(12時～13時除く)
実績	R7※R8.1末時点 【資料2】

人権相談(人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働)

実施内容	人権擁護委員(7名)による様々な人権に関する相談事業
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:毎月第4木曜日 13時30分～15時30分
実績	R7※R8.1末時点 0件

合同相談事業(近隣市町村・関係団体と協働)

実施内容	羽曳野市、柏原市、大阪狭山市、大阪府人権協会と連携した人権及び法律相談(1コマ30分)事業
実施体制	実施主体は4市による輪番制(令和7年度は藤井寺市)とし、年1回開催
実績	今年度は1月30日 藤井寺市にて実施 法律相談3件(介護、成年後見、行政への不服について)

④情報の収集・提供 啓発教材の収集

人権に関する教材を、市民、市内事業所、協会会員に対して提供する事業(図書は市予算、DVDは協会予算より支出)

図書

タイトル	著者・編集	出版社	発行年	人権テーマ
あなたが私を竹槍で突き殺す前に	李龍徳/著	河出文庫	令和4年	外国人
介護未満の父に起きたこと	ジェーン・スー/著	新潮社	令和7年	高齢者
カウンセリングとは何か 変化するということ	東畑開人/著	講談社	令和7年	人権
鬱の本	青木真兵/著	点滅社	令和5年	その他
真実と修復	ジュディス・L・ハーマン/著 阿部大	みすず書房	令和6年	その他
「ふつう」の私たちが、誰かの人権を奪うとき	チェウンスク/著 金みんじょん/訳	平凡社	令和6年	人権総論
心の傷を癒すということ 大震災と心のケア	安克昌/著	作品社	令和2年	その他
全国のあいつぐ差別事件2025年度版	部落解放・人権研究所/編・発行	解放出版社	令和7年	同和問題
子どもの人権を尊重するって、どうするの？	神原文子/著	解放出版社	令和7年	子ども
ごみせいそうのおしごと	押田五郎/原案 渡辺つむぎ/絵・文	解放出版社	令和7年	その他
部落問題と向き合う若者たち2	内田龍史/著	解放出版社	令和7年	同和問題
差別の連鎖を断つ	ハンセン病市民学会/編・発行	解放出版社	令和7年	ハンセン病
授業と学級社会づくり人権を基調に	園田雅春/著	解放出版社	令和7年	子ども
ともに生きるための「世界ルール」	阿久澤麻理子 小森恵/文 反差別国際運動(IMADR)/監修 ナイダ・マツツエンガ/絵	解放出版社	令和7年	人権総論
在日コリアンを知るQ&A	郭辰雄 川瀬俊治/編著	解放出版社	令和7年	外国人

DVD

タイトル	制作会社	発行年	人権テーマ
見上げれば	東映株式会社教育映像部	令和7年	人権
ハテナを分かち合い、カラフルを分かち合う	東映株式会社教育映像部	令和7年	職場の人権

学習機会・情報等の提供(大阪府・関係団体と協働)

大阪府、大阪府人権協会、大阪府企業人権協議会等と連携して、市民や協会会員に対して人権に関する研修及び講師等の案内や、情報提供を行う事業

種別	内容
学習機会	大阪府人権総合講座、おおさか相談フォーラム、人権リーダー養成講座、公正採用選考人権啓発推進員研修、人権・同和問題企業啓発講座、大阪企業人権協議会Bブロック研修など
情報	えせ同和行為、憲法や人権に関連する法律の周知など
参加実績	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府人権総合講座(5名参加) ・大阪企業人権協議会Bブロック研修(2名参加)

⑤協働の取り組み

人権教育(人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働)

じんけん教室・人権の花運動	
実施内容	市内学校園において「いじめ」をテーマとした教材による教育、及び配布した花を育てることにより、生きる力や思いやりの心を育むための教育
実施体制	じんけん教室は藤井寺西小学校において5年生を対象に実施(12月3日) 人権の花運動は藤井寺南小学校において2年生を対象に実施(11月13日)

人権啓発(本市人権のまちづくり協会と協働)

人権啓発ポスターの募集・パネル展	
実施内容	人権の大切さを表現したポスター作品を募集し、優秀作品40点をイオン藤井寺ショッピングセンターにて展示
応募作品数	506点応募(市内小学校児童・中学校生徒から)
実施体制	募集期間 7月1日～9月26日 展示期間 12月1日～10日
人権を考えるパネル展	
実施内容	藤井寺市教育委員会と連携し、外国人や性的マイノリティなど、今の社会が直面する人権課題について学ぶためのパネル展を藤井寺市立観光・歴史文化交流センター1階ロビーにて開催
展示期間	7月29日～8月8日

⑥様々な人権問題と主な取り組み

●性的マイノリティの人権問題

申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告【資料3】

令和7年度分は翌年度実施予定

●インターネット上での人権問題

インターネット・モニタリング実施結果票・実施集計票【資料4】

●拉致問題

拉致問題に関するパネル展とアニメ「めぐみ」の上映会を市役所1階ロビーにて実施

実施期間 12月16日～24日

●平和問題

平和首長会議被爆80周年記念総会に出席し、平和事業に関する情報収集や意見交換を実施

・日程 8月8日～9日

・場所 出島メッセ長崎

令和7(2025)年度分 人権相談件数等集計表(1月末時点)

資料2

■機関名: 藤井寺市 市民生活部 協働人権課

(総件数)

相談 件数	総延べ件数	総実件数
	29	20

(内訳件数)

1 人権 課題別 相談件 数 ※実件数	女性		男性		子ども	高齢 者	障がい 者	同和 問題	外国 人	ヘイト スピー チ	HIV 感染 者	ハン セン 病	犯罪 被害 者とそ の家 族	性的 マイノ リティ	職業 ・ 雇用	ホーム レス	刑期 を終え て出 所した 人々	新型 コロナ 人権問 題	ネット 人権侵 害	その 他・不 明	
	DV	DV 以外	D V	DV 以外																	
	5	5	1	3			1														5

■「その他」の内容

隣人トラブル、妬まれている

2 相談 形態別 相談件 数 ※実件数	電話	面接	家庭 訪問	手紙・ ファッ クス	メー ル	その他	計
	4	16					20

3 相談 者の性 別別 相談件 数 ※実件数	男性	女性	その 他	不明	計
	9	11			20

4 相談 者の年 齢別 相談件 数 ※実件 数	10歳 未満	10 代	20 代	30 代	40代	50代	60代	70 代	80 歳 以上	不明	計
			5	5	3	1	1			5	20

5 対応 状況別 相談件 数 ※実件 数	助 言・ 指導	侵害 行為 との 調整	他機 関へ の通 報・ 取次	他機 関紹 介	行政 措置	その他	対応 継続中	計
	3			1		14	2	20

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例:児童虐待防止法に基づく立入検査の実施等)
※傾聴対応は、「その他」に分類。

6 その 後の経 過別 相談件 数 ※実件 数	相談 により 事案解 決(傾 聴)	相談 により 事案解 決(助 言・情 報提 供等)	個別 の専 門機 関等 につ き専 門相 談機 関等 で対 応	解決 不能	相談 の継 続	相談者 からの 相談 中断の 申出	その他	計
	2	12			2		4	20

令和7(2025)年度分 人権相談件数等集計表(1月末時点)

資料2

■機関名:	藤井寺市人権悩みの相談室
-------	--------------

(総件数)

相談 件数	総延べ件数	総実件数
	214	33

(内訳件数)

1 人権 課題別 相談件 数 ※実件数	女性		男性		子ども	高齢 者	障がい 者	同和 問題	外国 人	ヘイ スト ピー チ	HIV 感染 者	ハン セン 病	犯罪 被害 者とそ の家 族	性的 マイ リティ	職業 ・ 雇用	ホー ムレ ス	刑期 を終 えて 出た 人々	新型 コロ ナ人 権問 題	ネッ ト人 権侵 害	その 他・ 不明
	DV	DV以 外	D V	DV以 外																
	7	4	1	1	1	1	1							1	3				1	12

■「その他」の内容

気持ちを語る場がない、DV加害者、生きづらい、子どもとのトラブル

2 相談 形態別 相談件 数 ※実件数	電話	面接	家 庭訪 問	手紙・ ファ ックス	メ ール	その他	計
	12	21					33

3 相談 者の性 別別 相談件 数 ※実件数	男性	女性	そ の 他	不明	計
	8	23	1	1	33

4 相談 者の年 齢別 相談件 数 ※実件 数	10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80 歳 以上	不明	計
			1	4	7	8	3	2	1	7	33

5 対応 状況別 相談件 数 ※実件数	助言・ 指導	侵害行 為者との 調整	他機 関への 通報・ 取次	他機 関紹介	行政 措置	その他	対応 継続中	計
	1			4		28		33

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例：児童虐待防止法に基づく立入検査の実施 等)
※傾聴対応は、「その他」に分類。

6 その 後の経 過別 相談件 数 ※実件数	相談に より事 案解決 (傾聴)	相談に より事 案解決 (助言・ 情報提 供等)	個別 の専 門機 関等 につ き専 門機 関等 で対 応	解 決不 能	相談 の継 続	相談者か らの相談 中断の申 出	その他	計
	3	1	2	1	24		2	33

令和7(2025)年度分 人権相談件数等集計表(1月末時点)

資料2

■機関名:	女性相談窓口
-------	--------

(総件数)

相談 件数	総延べ件数	総実件数
	284	46

(内訳件数)

1 人権 課題別 相談件 数 ※実件数	DV		親族 間暴力	離婚 問題	人間 関係	生活 困窮	住居問 題	医療 関係	売春	人身 取引 被害	性暴 力被 害	ストー カー被 害	AV出 演強 要・JK ビジネス 被害	その 他・不 明
	配偶者	交際相 手												
	25	1	2	4	7	1								6

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。

家族の問題、近隣トラブル

2 相談 形態別 相談件 数 ※実件数	電話	面接	家庭 訪問	手紙・ ファク ス	メー ル	その 他	計
	12	34					46

※重複計上可。

4 相談 者の年 齢別相 談件数 ※実件 数	10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80 歳 以上	不明	計
			1	6	11	12	7	2	2	5	46

※重複計上不可。

5 対応 状況別 相談件 数 ※実件 数	助言・ 指導	侵害行 為者の 調整	他機 関への 通報・ 取次	他機 関紹介	行政 措置	その 他	対応 継続中	計
				3		43		46

※重複計上可。

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例：児童虐待防止法に基づく立入検査の実施 等)
※傾聴対応は、「その他」に分類してください。

6 その 後の経 過別相 談件数 ※実件 数	相談に より事 案解決 (傾聴)	相談に より事 案解決 (助言・ 情報提 供等)	個別 の専門 相談機 関等につ き専門 相談機 関等対応	解決 不能	相談 の継続	相談者 からの 相談中 断の申 出	その他	計
	5	6	2	1	23	5	4	46

※重複計上可。

申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告

【目 的】

性自認や性的指向などの理由から、悩みや困難を抱える性的マイノリティの人権に配慮し、当事者が抱える課題解決を図ることを目的とします。

【実施概要】

令和 2 年 4 月に依頼した「市民が市に提出する申請書等」及び「市が市民に交付する証明書等」の性別欄の見直しについて、令和 2 年度末より毎年実施し、令和 6 年度末にも実施状況調査を行いましたので、以下のとおり報告します。

なお、今後も引き続き、申請書等の性別欄の必要性や記載方法について、人権尊重の観点から、調査、研究を進めていきます。

【調査結果】

項目	調査年月				
	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
性別欄のある申請書や証明書等	266	238	237	232	225
削除等見直し不可	225	229	215	218	219
削除等の予定あり	3	4	1	3	3
削除等未定・検討中	38	5	21	11	3

インターネット・モニタリング実施集計票

モニタリング実施期間		2020年10月1日から2025年12月31日まで				
モニタリングスレッド数		37 スレッド				
		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	13	54			67
	外国人	1				1
	障害者					
	その他	2				2
	合計	16	54	0	0	70

(注)重複計上あり

上記のうち削除要請したもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	13	54			67
	外国人	1				1
	障害者					0
	その他	2				2
	合計	16	54	0	0	70

(注)重複計上あり

前回削除要請したもののうち削除されたもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	12	45			57
	外国人					0
	障害者					0
	その他	1				1
	合計	13	45	0	0	58
						削除割合
						82.9%

(注)重複計上あり

過去ログに保管されており現在閲覧できないもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別		9			9
	外国人					0
	障害者					0
	その他					0
	合計	0	9	0	0	9
						閲覧不可
						95.7%

(注)重複計上あり

藤井寺市 インターネット・モニタリング事業実施要領

1 目的

藤井寺市人権を守るまちづくり条例の目的である、あらゆる差別を速やかになくすための施策として、インターネット上における差別的な情報や書き込みに対するモニタリング（監視）を行うことにより、人権を守るまちづくりを推進することを目的とする。

2 実施対象

藤井寺市（地区名を含む）、及び藤井寺市民に関わる差別的な情報や書き込み等を対象とする。

3 対象メディア

「5ちゃんねる」・「Yahoo!知恵袋」・「爆サイ」など

4 実施場所及び時期

藤井寺市役所 協働人権課内、または情報政策課内において、原則、週1回（2時間程度）実施する。

5 実施方法

- ・人権推進担当職員が、「藤井寺 部落（同和）」・「藤井寺 在日」等の検索用語によるモニタリングを行い、モニタリングメモ及び実施結果票を作成のうえ、協働人権課長へ報告する。
- ・差別的な書き込み等を発見した時は、該当情報を印刷物及びデータで保存し、各メディアに対して削除要請を行うとともに、必要に応じて法務局へ通知を行う。
- ・特に悪質な人権侵害事象については本市人権行政推進本部へ報告し、犯罪性が疑われる事案については警察へ通報する。
- ・実施方法については、実態に応じて適時変更することができる。
- ・その他、必要に応じて関係団体等に意見を求めることができる。

6 施行日

令和2年10月1日

今後の意識調査スケジュールについて

資料5

年度		藤井寺市人権行政基本方針・推進計画 (2021～2030)	男女共同参画のための藤井寺市行動計画 (第4期 2021～2025) (第5期 2026～2030)
2023	R5		
2024	R6		
2025	R7	意識調査設計	意識調査実施 第5期計画策定(予)
2026	R8	意識調査実施	
2027	R9		
2028	R10	意識調査設計・予算要望	
2029	R11	意識調査実施	意識調査実施
2030	R12	次期計画策定	次期計画策定

- 人権施策の効果検証のため、予算措置を伴わない意識調査を計画の期間中に実施する。
実施形態は市オンラインフォームを活用するなど、可能な限り回答を集約するものとする。
- 次期計画策定に向けた意識調査のための予算要望を行い（2028年度以降）、予算措置後に実施する。
実施形態は1,500件程度を無作為抽出し、郵送またはオンライン窓口にて回答を集約するものとする。

アンケート調査にご協力ください

資料6

日頃は藤井寺市の人権施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

藤井寺市では、すべての人の人権が守られ、心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまちの実現をめざし、藤井寺市人権のまちづくり協会の皆さまとともに様々な人権啓発活動を展開しています。

このアンケート調査は、これまでの人権啓発活動による成果や課題を把握する資料とするために、人権のまちづくり協会加盟団体の皆さまにご協力をお願いするものです。

調査は無記名で回答いただき、結果は統計的に処理を行い、上記以外の目的で使用することはありませんので、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

藤井寺市人権のまちづくり協会 事務局

藤井寺市市民生活部協働人権課 TEL 072-939-1059 (直通)

回答時間の目安は5分から10分程度です。

問1. あなたの性別について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 男性 2. 女性 3. どちらでもない 4. 答えたくない

※本調査は、人権意識（特にジェンダー平等に関する意識を含む）を調査するため、性別を回答いただいています。選択肢の「3. どちらでもない」は、性の多様性を考慮したものです。戸籍上の区分とは別に、ご自身の主観によりご記入ください。

問2. あなたの年齢について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

※〇〇年〇〇月〇〇日現在

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

問3. あなたの職業等について、もっともあてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 自営業（農林業、商工サービス業、建設業、自由業などの事業主及び家族従事者）
2. 公務員、教員 3. 民間企業・団体の経営者・役員
4. 民間企業・団体の勤め人 5. 臨時労働者、パートタイム労働者
6. その他の有業者 7. 家事専業 8. 学生 9. 無職

問4. あなたは、「人権」について、ふだんどのように意識していますか。もっともあてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| 1. 人権についてほとんど意識していない。 | 2. 人権についてあまり意識していない。 |
| 3. 人権についてやや意識している。 | 4. 人権について一般的な意識は持っているが、深く考えたことはない。 |
| 5. 人権については関心があり、普段から意識している。 | 6. 人権については重要だと考えており、積極的に関与している。 |
| 7. 人権についての問題を学び、自分の行動や選択に反映させるようにしている。 | 8. 人権についての問題に対して、他人との対話やディスカッションを通じて関心を深めている。 |

問5. あなたは、一般的に「差別」について、どのような考えをお持ちですか。もっともあてはまる番号1つに○をつけてください。（経年比較）

	1	2	3	4	5
	1 そ う 思 う	2 や や そ う 思 う	3 ど ち ら と も い え な い	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 そ う 思 わ な い
(1)差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである	1	2	3	4	5
(2)あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(3)差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(4)差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(5)差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(6)差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
(7)どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	1	2	3	4	5

問6. あなたは、次の人権問題について知っていますか。知っているものに○をつけてください。またどのようなきっかけで知りましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（経年比較）

	知 っ て い る も の に ○	知ったきっかけについて								
		1 家 族 ・ 親 戚	2 友 人 ・ 知 人	3 新 聞 ・ テ レ ビ	4 イ ン タ ー ネ ッ ト	5 S N S	6 学 校 教 育	7 行 政 の 情 報	8 職 場 や 地 域	9 そ の 他
①同和問題（部落差別） （結婚、就職差別など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
②こどもの人権問題 （いじめ、虐待など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
③女性の人権問題 （ジェンダー格差、DVなど）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
④障害者の人権問題 （合理的配慮の提供など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑤高齢者の人権問題 （介護放棄、虐待など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑥外国人の人権問題 （ヘイトスピーチ、入居差別など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑦性的マイノリティの人権問題 （偏見や嫌がらせなど）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑧アイヌの人々の人権問題 （文化、習慣に対する偏見など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑨感染症患者の人権問題 （忌避意識やコロナ差別など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑩犯罪被害者の人権問題 （誹謗中傷やプライバシー侵害など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑪刑を終えた人々の人権問題 （忌避意識や偏見など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑫インターネット上での人権問題 （誹謗中傷や差別的な情報の拡散など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑬北朝鮮当局による拉致問題 （拉致被害者の活動など）		1	2	3	4	5	6	7	8	9

問7. あなたは、次の考え方に対してどのように思いますか。あなたの考えにもっともあてはまる番号1つに○をつけてください。

	1 そ う 思 う	2 や や そ う 思 う	3 ど ち ら と も い え な	4 あ ま り そ う 思 わ な	5 そ う 思 わ な い
(1)障害のある人が社会参加しにくいのは、本人の障害が原因だから、ある程度は仕方がない	1	2	3	4	5
(2)障害のある人が社会参加しにくいのは、車いすでは不便な交通機関など、バリアの多い環境に原因がある	1	2	3	4	5
(3)障害のある人が社会参加しにくいのは、市民の間に障害者への誤解や偏見があることに原因がある	1	2	3	4	5
(4)自分の住んでいる地域に障害者の福祉施設が建設される場合、その施設に対して不安や懸念を感じる	1	2	3	4	5
(5)自分の住んでいる地域に高齢者の福祉施設が建設される場合、その施設に対して地域の負担や問題が生じると考える	1	2	3	4	5
(6)同和問題を解決するためには、差別があることを口に出さないうで、そっとしておけばよい。(自然に差別はなくなる)	1	2	3	4	5
(7)同和地区には、現在も行政から特別な施策が行われており、優遇されていると感じる	1	2	3	4	5
(8)自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する	1	2	3	4	5
(9)家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区の物件は避ける	1	2	3	4	5
(10)男は仕事、女は家庭といった、性別によって役割分担をする方がよい	1	2	3	4	5
(11)現在でも、性別に基づいた役割分担が社会的に期待されていると感じる	1	2	3	4	5
(12)男は男らしく、女は女らしくするべきである	1	2	3	4	5
(13)親の世話や介護は、女性の役割である	1	2	3	4	5

(14)外国人であるという理由で、賃貸住宅の入居を断ることは許されない	1	2	3	4	5
(15)外国人に対する一部の優遇的な制度や措置が、日本人にとって不公正だと思う	1	2	3	4	5
(16)外国人とは文化・風習が違うのでお互いを理解し合うのは困難である	1	2	3	4	5
(17)在日コリアンにはさまざまな特例制度があり、日本人よりも優遇されていると感じる	1	2	3	4	5
(18)ニートやひきこもりの状態になるのは、本人や親の責任が大きいのと考える	1	2	3	4	5
(19)親がしつけのためという理由で子どもに暴力をふるうことは許されない	1	2	3	4	5
(20)性的マイノリティの人々は、社会全体の相当な割合を占める存在であり、だれもが身近に接する可能性がある	1	2	3	4	5
(21)トランスジェンダーの人が自らの性自認に基づいてトイレや浴場などの施設を利用することについて、懸念や反対を感じる	1	2	3	4	5
(22)インターネット上での誹謗中傷や人格攻撃は、表現の自由として保護すべき側面があると思う	1	2	3	4	5
(23)SNS上の誹謗中傷は現実世界の嫌がらせと同等の被害をもたらすと思う	1	2	3	4	5
(24)ハンセン病回復者であるという理由で、公共施設の利用を制限することは許されない	1	2	3	4	5
(25)ハンセン病回復者が社会生活を送る際に、今なお偏見や差別が存在していると思う	1	2	3	4	5

○人権をめぐる法律・条例や取組に関する認知

問8. あなたは、次の人権に関する法律や条例等があることを知っていますか。知っている番号すべてに○をつけてください。（経年比較）

1	世界人権宣言
2	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
3	障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
4	ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）
5	部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）
6	LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）
7	情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）

8	大阪府障がい者差別解消条例（大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例）
9	大阪府性の多様性理解増進条例（大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例）
10	大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例（大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例）
11	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例
12	藤井寺市人権を守るまちづくり条例
13	藤井寺市男女共同参画推進条例
14	藤井寺市人権行政基本方針・推進計画
15	男女共同参画のための藤井寺市行動計画（スクラムチャレンジプラン）

問9. あなたは、藤井寺市や藤井寺市人権のまちづくり協会が行う人権に関する取組について、次のどれを知っていますか。知っている番号すべてに○をつけてください。（経年比較）

1	住民票等の写し等の第三者交付に係る本人通知制度
2	知ろう学ぼう人権（広報ふじいでら掲載人権啓発記事）
3	男女共同参画ルーム
4	人権悩みの相談室
5	女性相談窓口
6	公共施設パープルライトアップ事業（女性に対する暴力をなくす運動）
7	ふじいでらひゅーまんメッセ（人権を考える市民の集い）
8	人権啓発ポスター展
9	ふじいでらピースメッセージ（平和展）
10	男女共同参画フォーラム
11	インターネット・モニタリング事業
12	男女共同参画推進講座
13	シトラスリボンプロジェクト （新型コロナウイルスに関する偏見や差別解消にむけた啓発）

問10. 人権啓発活動に関するご意見、ご要望があれば、ご自由に記入ください。

ご協力ありがとうございました。